

第4章 乗車券の効力

第1節 通則

(乗車券の使用条件)

第72条 乗車券は、乗車人員を記載したものを除き、1券片をもって1人が、1回に限り、その券面表示事項に従って使用することができる。ただし、定期乗車券については、その使用回数を制限しない。

2. 同一旅客が、同一区間に対して有効な2枚以上の同種の乗車券を所持する場合は、当該乗車については、その1枚のみを使用することができる。

3. 乗車券は、乗車以外の目的で乗降場に入出場する場合には、使用することができない。

(効力の特例)

第73条 乗車券は、次の各号に掲げる場合は、前条の規定に関わらず、使用することができる。

(1) 大人用の乗車券を小児が使用して乗車する場合

(2) 乗車券の券面に表示された発着区間内の途中駅から乗車する場合

(券面表示事項が不明または不備となった乗車券)

第74条 乗車券は、その券面表示項目が不明となった時は、使用することができない。

2. 前項の規定により使用できない乗車券を所持する旅客は、これを駅（定期乗車券にあつては発行駅）差し出して書替を請求することができる。

3. 前項の規定により旅客からの書替の請求があつた場合は、旅客に悪意がないと認められ、かつ、その不明事項が判別できる時に限って、該当乗車券と引換えに再交付の取扱いをする。

(不乗区間に対する取扱い)

第75条 旅客は、第73条の規定により乗車券の券面に表示された発着区間の途中駅から旅行を開始し、または同区間内の途中駅で下車した後に前途の駅から乗車した場合の不乗区間については、乗車の請求することができない。

(有効期間の起算日)

第76条 乗車券の有効期間は、有効開始日を特に指定して発売したものを除き、該当乗車券を発行した当日から起算する。

(乗車券不正使用未遂の場合の取扱い)

第77条 旅客が、当該乗車について効力のない乗車券を使用した場合は、これを無効として回収する。ただし、他の乗車券について使用できないものであつて、旅客に悪意がなく、その証明ができる場合は、その限りでない。